
第6 關係資料

1 コンクール関連

《第60回親と子のよい歯のコンクール》
 《平成23年度三歳児よい歯のコンクール》

○審査内容

- ・第1次審査(市町)：3歳児健診結果の書類審査又は歯科診査により選出。
- ・第2次審査(宇都宮市・各広域健康福祉センター)：歯科・内科診査により選出。
- ・第3次審査(県)：7月7日(木)「とちぎ歯の健康センター」にて実施。歯科・内科診査により、最優秀・優秀・優良を決定。

○結果

親と子のよい歯のコンクール			
最優秀賞	森村 綾子	悠詩	大田原市
優秀賞	大貫 孝典	碧斗	宇都宮市
〃	佐久間 宣明	康平	宇都宮市
〃	吉原 かおり	千晴	日光市
優良賞	篠崎 早苗	心晴	佐野市
〃	瀧沢 智加	祐衣	市貝町
〃	橋本 勇一	歩実	下野市
〃	福島 千晶	由那	佐野市
〃	福田 孝高	菜々子	鹿沼市
〃	森田 奈美	加恋	壬生町
〃	和氣 恵美子	颯士	矢板市

三歳児よい歯のコンクール		
最優秀賞	伊澤 知花	下野市
優秀賞	石村 宏太	さくら市
〃	市川 美緒	鹿沼市
〃	森田 美咲	栃木市
優良賞	荒井 愛叶	芳賀町
〃	石川 友翔	佐野市
〃	岡本 和花子	那珂川町
〃	菊地 亮佑	益子町
〃	黒子 撥未	日光市
〃	斎藤 友美香	宇都宮市
〃	千秋 尚紀	足利市
〃	橋本 志織	宇都宮市

《平成23年度よい歯の图画・ポスター,作文,標語コンクール》

- ・歯の衛生週間事業の一環として、小中学校の児童生徒から图画・ポスター、作文、標語を募集。
- ・平成23年9月1日(木)審査会開催

○图画・ポスターコンクール

小学校の部 特選	真岡市立真岡西小学校	2年 伊藤 将吾
	市貝町立市貝小学校	6年 森 ノア
中学校の部 特選	矢板市立矢板中学校	3年 大島 千怜

○作文コンクール

小学校の部 特選	小山市立間々田小学校	3年 黒坂 有美
	小山市立小山第一小学校	4年 鵜養 芽生
中学校の部 特選	上三川町立本郷中学校	2年 中村 百花

○標語コンクール

小学校の部 特選	鹿沼市立粕尾小学校	2年 大塚 心音
	日光市立中宮祠小学校	6年 深谷 駿介
中学校の部 特選	佐野市立西中学校	1年 蝶野 智美

2 平成 23 年歯科疾患実態調査 結果の概要について(厚生労働省)

平成 23 年歯科疾患実態調査 結果の概要について(発表)

この調査は、わが国の歯科保健状況を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的に、昭和 32 年より 6 年ごとに実施している。平成 23 年 11 月に実施した、第 10 回の調査結果の概要が、別紙のとおりまとまつたので発表する。

この調査の結果から、8020 達成者（80 歳で 20 本以上の歯を有する者の割合）は 38.3% であり、平成 17 年の調査結果 24.1% から増加している。（8020 達成者は、75 歳以上 80 歳未満、80 歳以上 85 歳未満の数値から推計）

なお、この調査は、全国を対象として、平成 23 年国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為に抽出した 300 単位区内の世帯及び当該世帯の満 1 歳以上の世帯員を調査客体としており、今回の被調査者数は 4,253 人（男 1,812 人、女 2,441 人）であった。



(1) 20歯以上の歯を有する者の割合

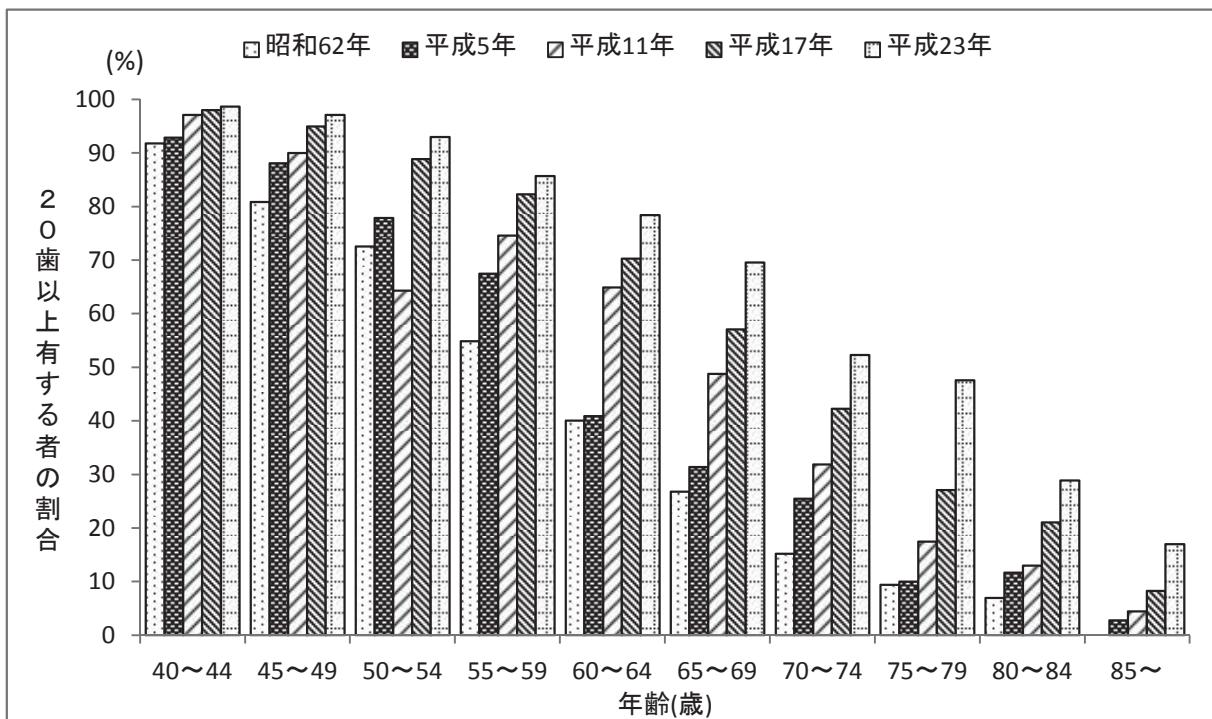


図1 20歯以上有する者の割合

表1 20歯以上有する者の割合(%)

調査年	年齢階級(歳)									
	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～
昭和62年	91.8	80.9	72.6	54.9	40.1	26.8	15.2	9.4	(7.0)	(-)
平成5年	92.9	88.1	77.9	67.5	40.9	31.4	25.5	10.0	11.7	2.8
平成11年	97.1	90.0	64.3	74.6	64.9	48.8	31.9	17.5	13.0	4.5
平成17年	98.0	95.0	88.9	82.3	70.3	57.1	42.3	27.1	21.1	8.3
平成23年	98.7	97.1	93.0	85.7	78.4	69.6	52.3	47.6	28.9	17.0

○ 20歯以上保有者率(20歯以上の現在歯を有する者の割合)は、年齢が高いほど低く、75～84歳では38.3%であった

○ 昭和62年に1割未満であった75～79歳の年齢階級は、増加傾向にあるものの、20歯に満たない高齢者が依然として多数を占めている

(2) 一人平均現在歯数の年次推移

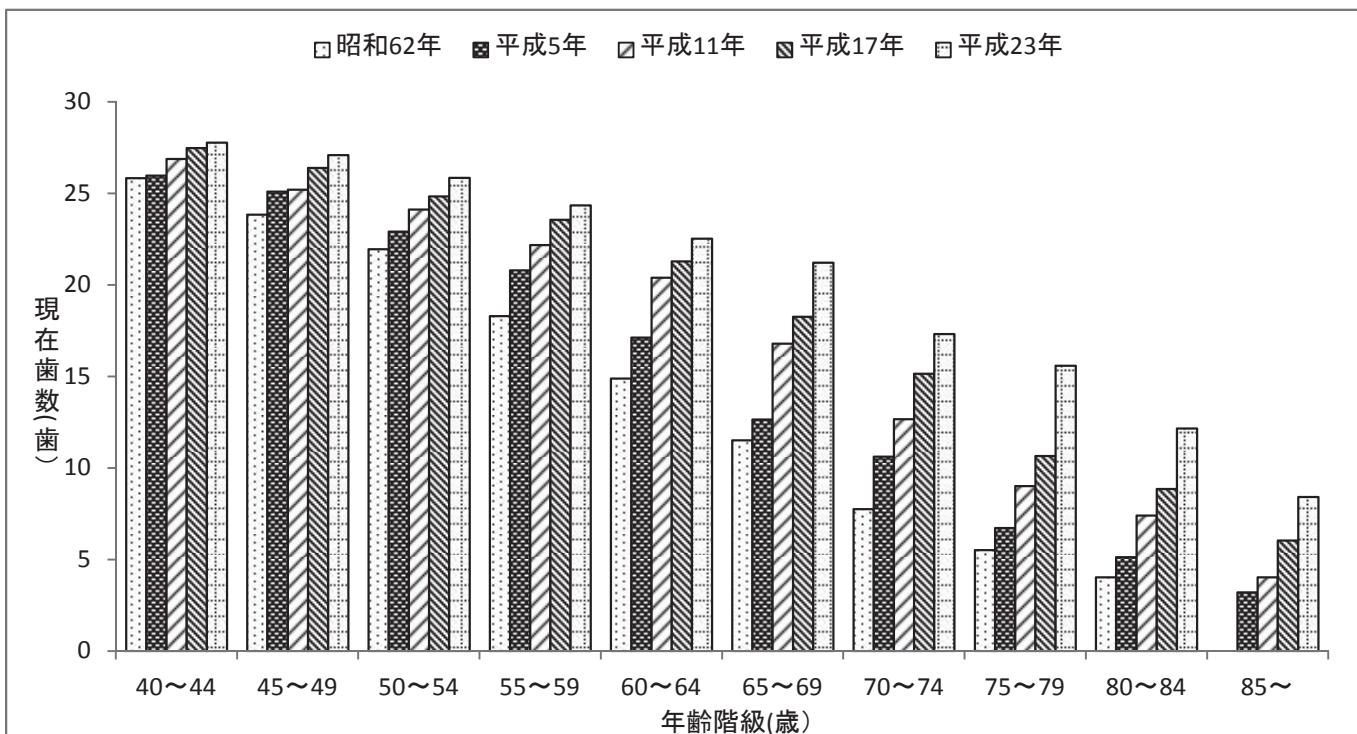


図2 一人平均現在歯数(年齢階級、年次別)

表2 一人平均現在歯数の推移(本)

調査年	年齢階級(歳)									
	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85~
昭和62年	25.8	23.8	22.0	18.3	14.9	11.5	7.8	5.5	4.0	(-)
平成5年	26.0	25.1	22.9	20.8	17.1	12.7	10.6	6.7	5.1	3.2
平成11年	26.9	25.2	24.1	22.2	20.4	16.8	12.7	9.0	7.4	4.0
平成17年	27.5	26.4	24.8	23.6	21.3	18.3	15.2	10.7	8.9	6.0
平成23年	27.8	27.1	25.9	24.4	22.5	21.2	17.3	15.6	12.2	8.4

○ 同じ調査年で年齢階級を比較すると、一人平均現在歯数は40歳以上の年齢層では年齢が高くなるほど少なかった

○ 年齢階級ごとに調査年間比較すると、一人平均現在歯数は昭和62年から増加傾向が続いている

(3) 永久歯の健全歯、むし歯の処置・未処置の状況

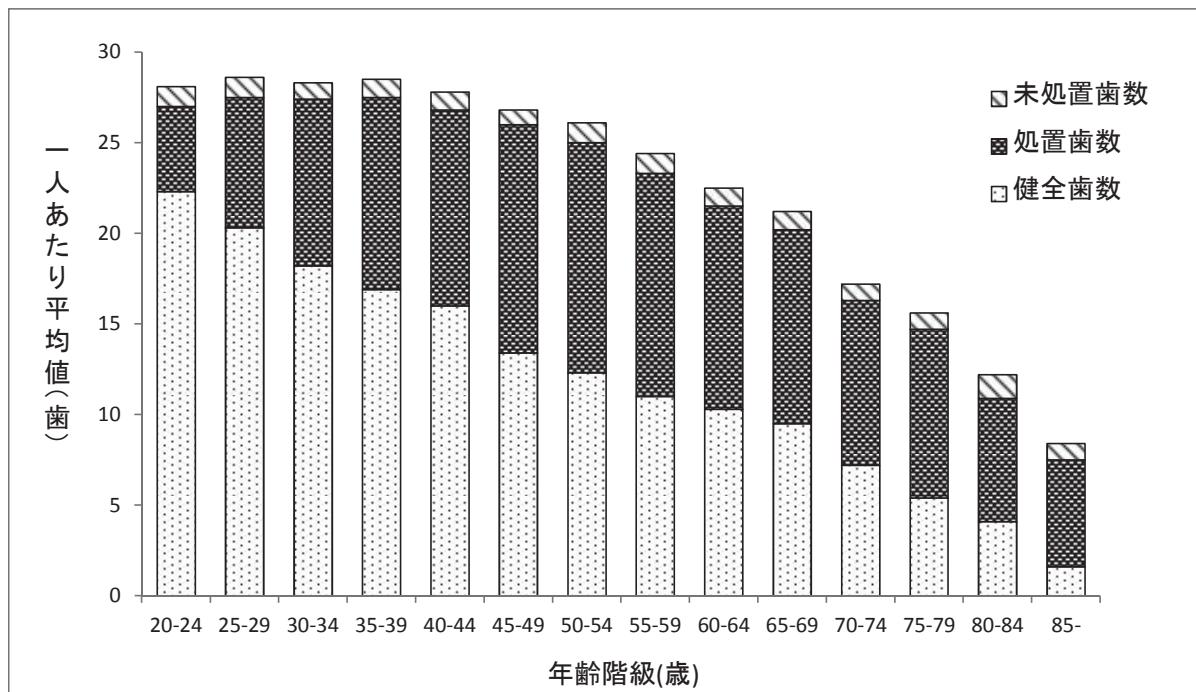


図3 永久歯の健全歯、むし歯の処置・未処置の状況(平成23年)

表3 年齢階級別の健全歯数、処置歯数、未処置歯数および現在歯数

年齢階級	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-
健全歯数	22.3	20.3	18.2	16.9	16.0	13.4	12.3	11.0	10.3	9.5	7.2	5.4	4.1	1.6
処置歯数	4.7	7.2	9.2	10.6	10.8	12.6	12.7	12.3	11.2	10.7	9.1	9.3	6.8	5.9
未処置歯数	1.1	1.1	0.9	1.0	1.0	0.8	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	1.3	0.9
現在歯数	28.1	28.7	28.5	28.3	27.8	27.1	25.9	24.4	22.5	21.2	17.3	15.6	12.2	8.4

○ 年齢階級が上がるとともに、現在歯数は減少

○ 未処置歯数は、全年齢階級で1歯前後

(4) 歯周病の状況

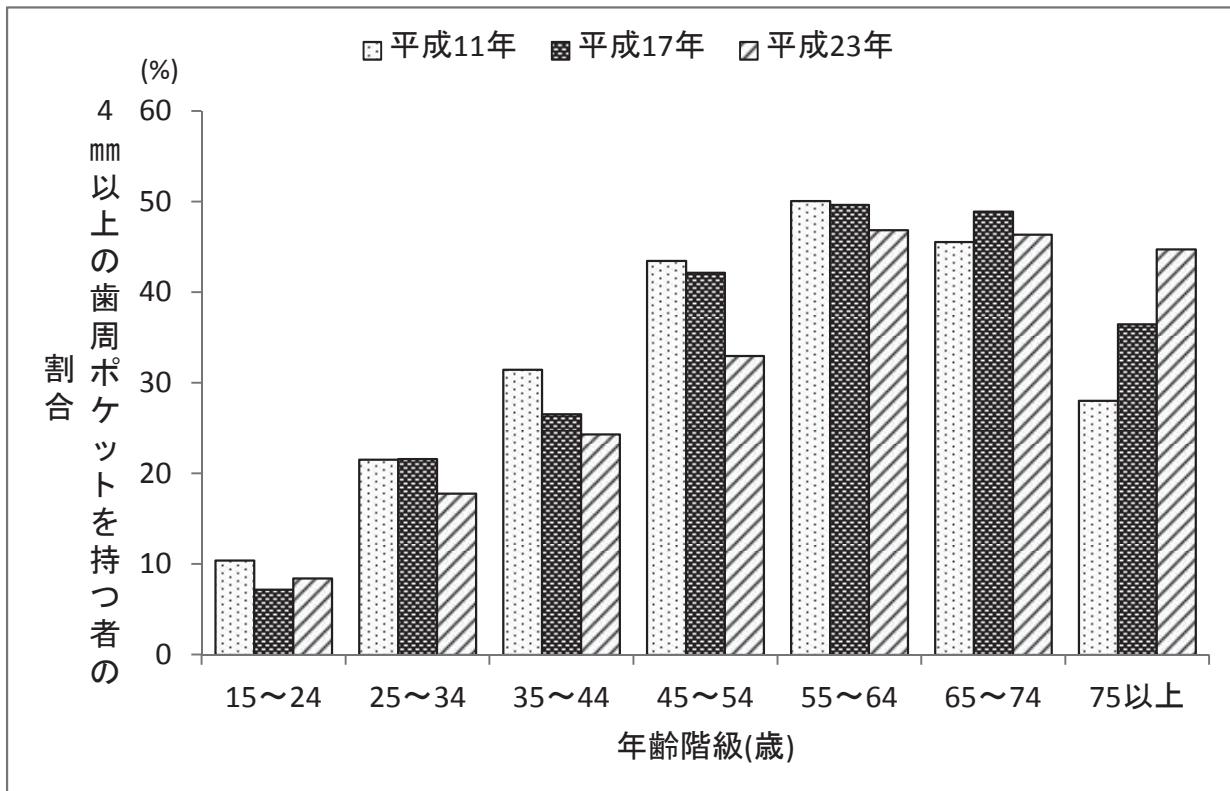


図4 4mm以上の歯周ポケットを持つ者の年次推移

表4 4mm以上の歯周ポケットを持つ者の割合の年次推移

	15~24	25~34	35~44	45~54	55~64	65~74	75以上
平成11年	10.4	21.5	31.5	43.4	50.0	45.5	28.0
平成17年	7.2	21.6	26.5	42.2	49.6	48.9	36.5
平成23年	8.4	17.8	24.3	33.0	46.8	46.4	44.7

- 54歳以下では、4mm以上の歯周ポケットを持つ者の割合は、減少傾向

- 75歳以上では、4mm以上の歯周ポケットを持つ者の割合が増加

* 平成23年度歯科疾患実態調査報告によると、対象となる歯が増加したことより4mm以上の歯周ポケットを持つ者の割合が増加したと述べている

(5) 歯みがきの状況

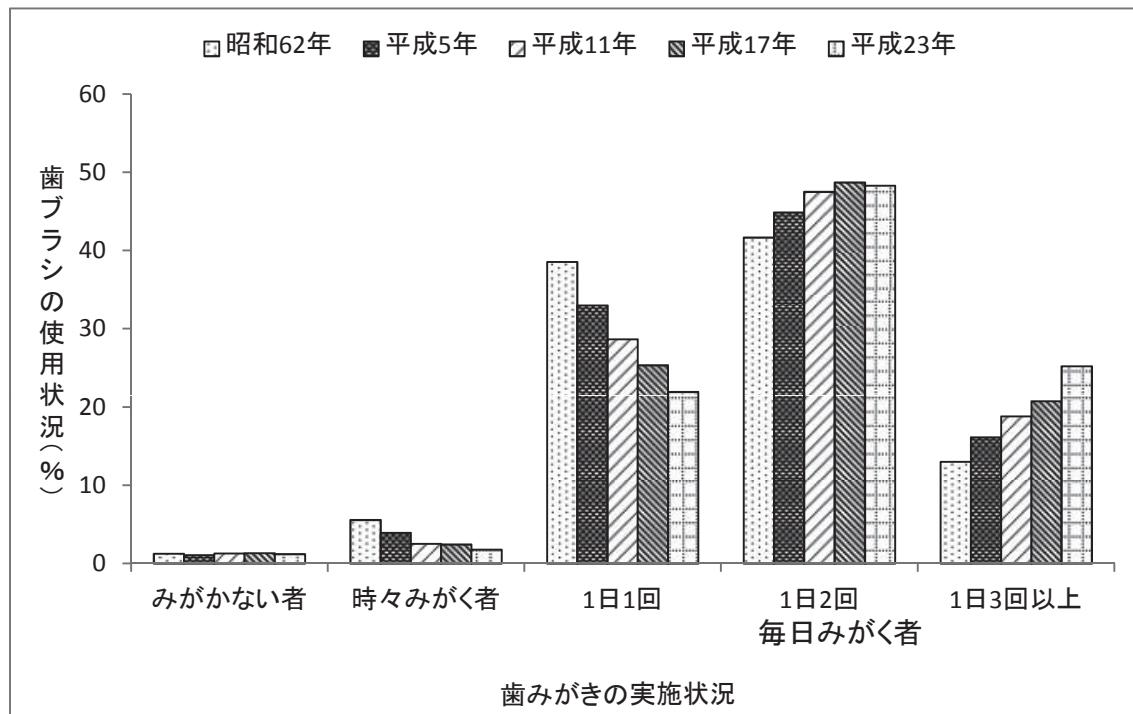


図5 歯ブラシ使用状況の年次推移、回数別

表5 歯みがきの実施状況別の割合の年次推移

	みがかない者	時々みがく者	1日1回	1日2回	1日3回以上
昭和62年	1.3	5.5	38.6	41.7	13.0
平成5年	1.1	3.9	33.0	44.9	16.1
平成11年	1.3	2.5	28.7	47.5	18.8
平成17年	1.3	2.4	25.4	48.7	20.8
平成23年	1.2	1.8	21.9	48.3	25.2

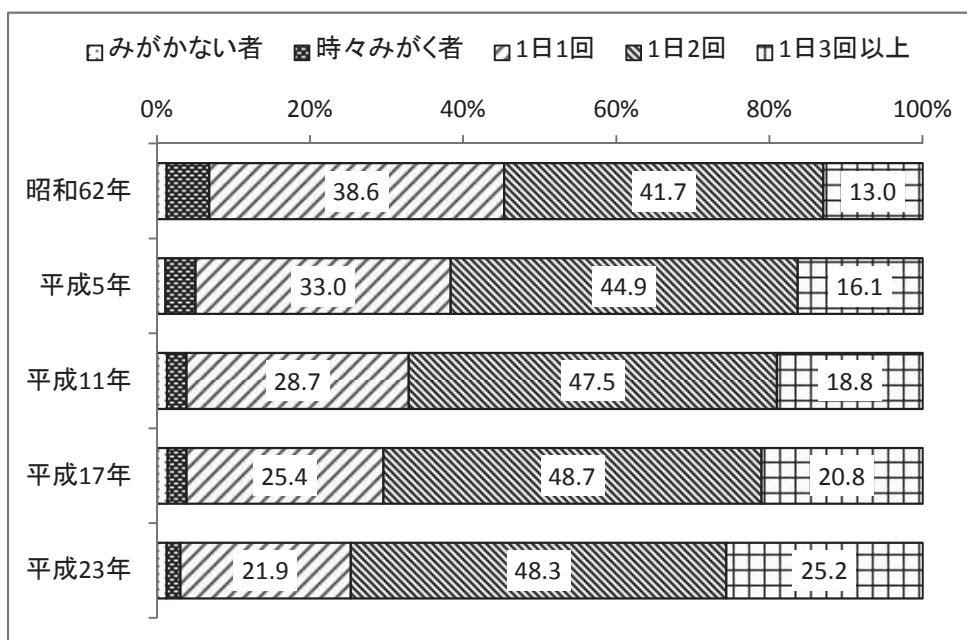


図6 歯みがきの状況(回数別)

○ 1日2回以上歯をみがく者の割合が増加

3 歯科保健実態調査（成人対象）

一般県民を対象とした歯と口腔の健康に関するアンケート調査 『概要』

(平成 23 年 11 月実施)

【目的】

「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」（平成 23 年 4 月施行）に基づき、県では子ども・成人・高齢者など各ライフステージに応じた歯科保健基本計画の策定を進めている。本調査の目的は、計画策定に必要な基礎資料として県民の意見や要望を収集することである。

【対象と方法】

平成 23 年 11 月に県内 5 つの保健医療圏で計 6 か所のショッピングセンターにおいて、買い物中の成人を対象に調査員による聞き取り調査を行った。

調査では、性別、年齢、居住地域（県内、県外）、条例の認知の有無、8020 運動の認知の有無、かかりつけ歯科医の有無、歯科検診の定期受診の有無、歯の健康に関して注意していること、歯および口腔の健康づくりを推進するために必要と考える施策について質問した。

調査協力者のうち全ての質問に回答が得られた 3,026 名（97.6%）を解析対象とし、男女別に集計を行った。

【主な結果】

1. 対象者の属性

性別（男女の割合）	男性 30%、女性 70%
年齢（40 歳以上の割合）	男性 67%、女性 62%
居住地域（「県内」の割合）	男性 88%、女性 91%

2. 条例を知っている人の割合

男性 5%、女性 9%

3. 8020 運動を知っている人の割合

男性 39%、女性 50%

4. かかりつけ歯科医がいる人の割合

男性 69%、女性 85%

5. 歯科検診を受診している人の割合

男性 31%、女性 45%

6. 歯の健康について注意していること（複数回答あり；回答数の多い上位 3 項目）

食事後の歯磨き	男性 55%、女性 72%
バランスのとれた食事	男性 27%、女性 36%
ゆっくり、よく噛んで食べること	男性 27%、女性 36%

7. 今後必要と考える施策（最も回答数の多い項目）

子どもの頃からの歯科検診・歯科保健教育の充実 男性 52%、女性 62%

4 歯科保健実態調査（要介護高齢者・障害児者等対象）

栃木県要介護高齢者・障害児者の歯科保健医療に関する実態調査 〈概要〉

(平成 23 年 9~10 月実施)

【目的】

「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」の施行（平成 23 年 4 月）にあたり、特に歯科保健医療サービスを受けることが困難な状況にあるとされる要介護高齢者や障害児者について、入所施設での歯科保健の管理状況やサービス実施状況の実態を把握し、条例の基本理念にあるすべての県民がライフステージに応じて適切な歯科保健医療サービスを受けられるよう検討する基礎資料とすることを目的とした。

【対象と方法】

栃木県内の、入所定員を有するすべての介護保険施設および障害児者福祉施設を対象とした。対象の計 253 施設に調査票を郵送し、220 施設より回答を得た（回収率 87.0%）。

調査票により 23 年 9 月時点での入所者の構成（年齢および入所の理由）、入所者の歯や口腔の健康状態、施設の歯科保健の管理体制や管理状況、条例の認知について尋ねた。対象施設を、最も多い入所の理由により「介護施設」（175 施設）、「身体障害者施設」（10 施設）、「知的障害者施設」（35 施設）と区分して集計した。

【主な結果】

1) 入所者の歯や口腔の健康状態について（設問 2. (3)）

- ・自他覚的に「歯が痛い」症状がある入所者の割合の中央値（最小値—最大値）

18 歳未満 0% (0—17%)	18~64 歳 0% (0—50%)	65 歳以上 0% (0—50%)
-------------------	--------------------	-------------------
- ・自他覚的に「歯ぐきのはれ・出血」症状がある入所者の割合の中央値（最小値—最大値）

18 歳未満 0% (0—13%)	18~64 歳 0% (0—100%)	65 歳以上 0% (0—100%)
-------------------	---------------------	--------------------
- ・自他覚的に「かみにくい」症状がある入所者の割合の中央値（最小値—最大値）

18 歳未満 0% (0—16%)	18~64 歳 0% (0—100%)	65 歳以上 7% (0—100%)
-------------------	---------------------	--------------------
- ・自他覚的に「飲み込みにくい」症状がある入所者の割合の中央値（最小値—最大値）

18 歳未満 0% (0—17%)	18~64 歳 0% (0—50%)	65 歳以上 11% (0—100%)
-------------------	--------------------	---------------------

2) 施設の歯科保健の管理体制について

- ・「非常勤の歯科医師がいる施設」の割合は、（設問 1. (3)）

介護施設 10%, 身体障害者施設 0%, 知的障害者施設 11%

- ・「非常勤の歯科衛生士がいる施設」の割合（設問 1. (3)）

介護施設 3%, 身体障害者施設 10%, 知的障害者施設 0%

- ・「嘱託歯科医師を委嘱している」割合は、（設問 2. (1)①）

介護施設 63%, 身体障害者施設 40%, 知的障害者施設 29%

- ・嘱託歯科医師を委嘱しない施設の「委嘱しない理由」で最も多いものは、（設問 2. (1)②）

介護施設 ; 「必要性を感じられない、何を頼めばよいか分からない」 34%

身体障害者施設 ; 「必要性を感じられない、何を頼めばよいか分からない」 50%

知的障害者施設 ; 「嘱託歯科医の制度を知らない」 24%

3) 施設の歯科保健の管理状況について

- ・「毎食後歯磨きの機会を取り入れている」割合は、(設問 2. (2)①ア)

介護施設	59%	身体障害者施設	50%	知的障害者施設	69%
------	-----	---------	-----	---------	-----
- ・「年に1回以上歯科検診を実施している」割合は、(設問 2. (2)④ア)

介護施設	23%	身体障害者施設	30%	知的障害者施設	52%
------	-----	---------	-----	---------	-----
- ・歯科検診の受診方法は、(設問 2. (2)④ウ)

介護施設	訪問してもらい施設内で	83%	歯科診療所を受診	14%
身体障害者施設	訪問してもらい施設内で	57%	歯科診療所を受診	43%
知的障害者施設	訪問してもらい施設内で	59%	歯科診療所を受診	31%
- ・「口腔機能維持向上のための取組を取り入れている」割合は、(設問 2. (2)③)

介護施設	63%	身体障害者施設	50%	知的障害者施設	9%
------	-----	---------	-----	---------	----
- ・「歯科医師や歯科衛生士による指導や実践を取り入れている」割合は、(設問 2. (2)③)

介護施設	40%	身体障害者施設	30%	知的障害者施設	49%
------	-----	---------	-----	---------	-----
- ・入所者の歯科保健のために取り組んでいることは、(設問 2. (2)⑥)

介護施設	カンファレンスで歯や口腔の健康も取り上げる	68%
	個別支援計画に歯や口腔の健康も記載する	63%
身体障害者施設	個別支援計画に歯や口腔の健康も記載する	50%
	職員が歯や口腔の健康に関して研修する	50%
知的障害者施設	カンファレンスで歯や口腔の健康も取り上げる	63%
	個別支援計画に歯や口腔の健康も記載する	54%
- ・入所者の歯科保健のために今後取り組んでいきたいことは、(設問 2. (4))

介護施設	口腔ケア	79%
	口腔機能向上の取組	73%
身体障害者施設	歯磨き指導や介助	70%
	口腔ケア、口腔機能向上の取組、歯科検診	40%
知的障害者施設	歯磨き指導や介助	80%
	口腔ケア	60%

4) 条例の認知について

- ・「条例の内容まで知っている」または「条例の名前だけ知っている」とした割合は、(設問 3.)

介護施設	73%	身体障害者施設	70%	知的障害者施設	63%
------	-----	---------	-----	---------	-----

5 栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

平成二十二年十二月二十一日

栃木県条例第五十号

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 基本計画(第十一条)
- 第三章 基本的施策(第十二条—第十五条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を、関連分野における多様な主体の自律性を重んじつつ、総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防等に資するものであることにかんがみ、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を基礎として、すべての県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
2 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をしなければならない。

(市町村との連携等)

第四条 県は、市町村との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を確実かつ効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じた歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定並びに施策の実施が円滑になされるよう助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、歯及び口腔の健康づくりについての

関心と理解を深めるとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯及び口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、健康診査、歯科医療並びに保健指導(以下「歯科検診等」という。)を受けることにより、生涯にわたって、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

(歯科医師等の責務)

第六条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、県が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

(保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等の役割)

第七条 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者は、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることのできる環境の整備を図る上で、その果たすべき役割の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯科検診等を受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第九条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告等)

第十条 知事は、毎年、県議会に、歯及び口腔の健康づくりの状況並びに県が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、毎年、前項の報告に係る歯及び口腔の健康づくりの状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを県議会に提出しなければならない。

第二章 基本計画

第十一条 知事は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 歯及び口腔の健康づくりの意義及び目標に関する事項

二 歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講すべき施策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する重要事項

3 基本計画は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健

康増進計画、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法律の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならない。

- 4 知事は、基本計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、市町村の長及び歯科保健医療サービスに関して学識経験を有する者の意見を聞くものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、歯科保健医療サービスをめぐる情勢の変化を勘案し、並びに歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(調査研究等)

第十二条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を効果的かつ適正に実施するため、歯及び口腔の健康づくりの方策並びに歯及び口腔の健康と心身の健康の保持及び増進との関係に関する事項について、調査研究及びその成果の普及並びに情報及び資料の収集、整理、分析及び提供に努めるものとする。

(学習の機会の提供等)

第十三条 県は、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであることについての県民の関心及び理解を深め、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を促進するため、学校、家庭、地域、職域その他の様々な場において、多様な学習の機会の提供、知識の普及、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることが促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(連携協力体制の強化等)

第十四条 県は、歯及び口腔の健康づくりによる県民の生涯にわたる健康の保持及び増進を図るため、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携協力体制の強化に努めるとともに、当該業務に従事する者に対する研修の実施その他の資質の向上を図るための措置を講ずるものとする。

(要介護者等に係る歯科検診等の機会の確保等)

第十五条 県は、身体上又は精神上の障害があるため常時又は随時の介護を要する状態にある者その他の者であつて歯科検診等を受けることが困難な状況にあるものについて、歯科検診等を受けることができる機会を確保し、及び提供するための環境の整備その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

歯科口腔保健の推進に関する法律の概要

- 口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
- 国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効

国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」）の推進に関する施策を総合的に推進

基本理念

- ① 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ② 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

責務

- ① 国及び地方公共団体、② 歯科医師、歯科衛生士等、③ 国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、④ 国民について、責務を規定

歯科口腔保健の推進に関する施策

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等



実施体制

基本的事項の策定等

国：施策の総合的な実施のための方針、目標、計画その他的基本的事項を策定・公表
都道府県：基本的事項の策定の努力義務

口腔保健支援センター

都道府県、保健所設置市及び特別区が設置〔任意設置〕
※センターは、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施等の支援を実施

※国及び地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。

平成 23 年度 栃木県の歯科保健

平成25年3月発行

編集 **栃木県保健福祉部健康増進課**
栃木県宇都宮市塙田1-1-20
TEL 028-623-3096
FAX 028-623-3920

とちぎ歯の健康センター
栃木県宇都宮市一の沢2-2-5
TEL 028-648-6480
FAX 028-648-6483

「**栃木県の歯科保健**」を県ホームページに掲載しています
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/hatokoukuu.html>